

委員からの意見	対応（案）
【個々の保護林の再編案について】	
1. 保護林における利用について、管理形態や地域による利用の許容度に幅を持たせて、場所によって運用の仕方を変えるのではなく、一律の規定が必要ではないか。	保護林の設定目的を第一としつつも、保護か利用かの二者択一ではなく、個々の保護林における保護対象の脆弱性の程度と、地域における利用状況やオーバーユースの可能性等を勘案しながら、判断していく。
2. 林木遺伝資源保存林から希少個体群保護林に移行するのであれば、名称に「遺伝資源」の語は残したほうがよいが、生物群集保護林に移行するのであれば、「遺伝資源」の語を残さなくても構わない。	林野庁通達に基づき、林木遺伝資源保存林起源の来歴が分かるように、希少個体群保護林、生物群集保護林のいずれに移行する場合でも、名称に「遺伝資源」の語を括弧書きで残す。必要に応じて林木遺伝資源保存林設定時の保護対象種名も残す。
3. 鷹取山植物群落保護林と「ゆすはら郷土の森」を統合して生物群集保護林とする案について、保護すべき部分は保護林として保護しつつ、一部は地域の方が「郷土の森」として利用するということもありではないか。再度、地元の意向を確認すべき。	「郷土の森」の制度はなくなるため廃止せざるを得ないが、鷹取山植物群落保護林、「ゆすはら郷土の森」とも人工林の中に残された天然林であり、地域のシンボルとして一体的に保護林として管理してほしいというのが地元の意向だったため、統合して保護林とする。地域による森林レクリエーション等への利用については、保護対象の保護に支障がない限りは許容する。
4. 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林を希少個体群保護林とする案について、ヒノキ林だけでなく広葉樹林も含めて県の天然記念物に指定されており、生物群集保護林のほうがよい。ただし、林野庁通達で、「生物群集保護林は原則 300ha 以上」となっているのがネック。	県の天然記念物の指定区域は現行の保護林区域の一部であり、必ずしも保護林区域全体を代表しないこと、また、地域のシンボルとして天然ヒノキの白骨林や根下がリヒノキの保護林としてほしいというのが地元自治体の意向であることから、希少個体群保護林とする。ヒノキ以外の広葉樹林等を含めた全般的な生物多様性保全に配慮した管理を行うことは、個々の保護林について作成する保護林管理方針書に記述する。なお、生物群集保護林の「原則 300ha 以上」は必ずしもこだわらなくてもよいことを林野庁に確認済み。

5. 石立山植物群落保護林について、現行の保護林区域の南北それぞれの小班も保護林区域に拡大したほうがよい。ツキノワグマの調査において発信器を付けたクマの所在が確認されたあたりであり、クマの生息地としても興味深いエリア。	まずは既存の調査データの有無等を確認の上、必要に応じて現地調査を実施するなどにより拡大の可否を検討していく。
6. 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林と千本山植物群落保護林について、それぞれを個別の保護林とする案は、一般の人にはなぜ分けたのかが分かりにくい。	
7. 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林と千本山植物群落保護林について、両者は起源が違うので、統合しないほうがよい。かつ、それぞれ、植栽されたものか天然更新によるものの違いが分かるような名称にしたほうがよい。	
【生物群集保護林における地帯区分設定の考え方について】	
8. 保護林周辺の人工林で架線集材を行う必要がある場合に、保護林の区域内の周縁部など接する部分には、架線等の施設が可能か。	架線等の設置は、保護林区域の外側に隣接する保護樹帯等を活用するなどの工夫が必要。
9. 「樹高の2倍程度」では、バッファゾーンの幅として狭いように思われる。コアゾーンを本当にコアの部分に限定し、バッファゾーンをもう少し広く取り、メリハリをつけたゾーニングをすることも考えられる。	防風林において防風効果を発揮させるには樹高の2～3倍程度が適当とされていること（井谷 1989）、伐開に伴う森林内の植生への影響は40m程度までという研究論文があること（亀山 1973、高橋 1974）から、バッファゾーンの最低幅としては樹高の2倍程度（50m程度）が適当と考えている。なお、国有林では、林地保全の観点から、水源涵養タイプの森林で皆伐する場合、幅員がおおむね50m以上の保護樹帯を設けることとしている。 亀山 章（1973）車道による周辺植生への影響（Ⅰ）、信州大学農学部紀要 10-2、p.125-146 高橋亀久松（1974）伐採に伴う亜高山帯林の気象災害、日本林学会誌、56（9）、p.337-340 井谷和善（1989）よい防風林づくり方、光珠内季報、75、p.22-25

10. 「復元」として手を入れても必ずしもうまくいくとは限らないため、「復元」を行ったところと自然に委ねる場所とを比較できるようにしたほうがよい。	「復元」を行う場合は、保護林管理委員会の下に設置する保護林復元部会の意見を踏まえて復元計画を策定し、順応的管理を行っていくこととなっており、保全地区、保存利用地区を問わず、対照区の設定が必要な場合には、その検討の中で対応し得る。なお、通達上、「復元」は「世界的な価値を有しているものの自立的復元力を失った森林」が対象となっており、本庁の方針は、温帯性針葉樹林を優先的に対象とするとのこと。
【保護林内でのシカ対策について】	
11. 保護林内でのシカの捕獲は、生物を守るという観点から問題ないか。犬を連れた猟は、保護林へのインパクトがあるのではないか。ワナの利用や猟はバッファークゾーンで行ってコアゾーンには入らないなど、考え方を整理する必要があるのではないか。	増えすぎたシカにより森林生態系の生物多様性が損なわれつつあるのが現状であるため、保護林内（コアゾーン・バッファークゾーンともに）であっても、必要に応じてシカの捕獲は行う方針である。また、犬を用いた猟を行っている団体の話では、猟犬は狩猟対象動物の肉を餌として与えることによって狩猟対象を学習させることができ、他の動物の錯誤捕獲はかなり稀とのこと。
12. 石鎚山系にシカが近づいてきていることが懸念されているが、手遅れにならないように、被害があまり出ていなくても、シカが入ってくるのを防ぐための捕獲は可能なのか。	石鎚山系においては、状況を把握するため、シカの行動調査を行っている。その結果次第では、今後、捕獲もあり得る。
13. 西熊山での捕獲の結果、シカ捕獲の目的である植生回復は達成できているか。	捕獲と植生回復マットの設置の併用により、一定の成果は得られていると考えている。
【モニタリング調査頻度の見直しについて】	
14. モニタリング調査の頻度として、5年より短くしたほうがいいのか。	現状では、いずれの保護林についても、5年に一度の調査であれば、状況は把握できると考えている。
15. モニタリング調査の頻度については、対象や体制によって間隔を延ばしたり縮めたりするなど、柔軟に考えるべき。例えば、ツキノワグマは10年後は絶滅していなくなっているかもしれない。	状況の変化があった場合は、モニタリング調査の頻度は必要に応じて見直す。なお、ツキノワグマの生息調査については、環境省や民間団体と連携して、保護林のモニタリング調査とは別に行う。

16. モニタリング調査とモニタリング調査の間に森林管理局・署の職員が見回りに入る体制はできているか。	保護林の効率的な管理のため、今回、一部の保護林については外部コンサルタントに委託するモニタリング調査の頻度は10年に延長するが、それ以外にも、森林管理署の森林官等が、通常業務の一環として巡視を行う。
17. 変化がないことも重要なモニタリング調査の結果であり、変化がないから10年に伸ばすというのは違和感がある。10年に伸ばすのであれば、間に簡易な調査を入れるなど工夫したほうがよい。	
18. 千本山ヤナセスギの保護林は、枯死木の発生リスクが高まっているので、モニタリング調査の頻度を10年に伸ばすのは疑問。	千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林においては、過去4回、10年毎に固定調査区の調査を行ってきていることから、モニタリング調査の頻度については、この固定調査区の調査の継続をどうするかと併せて検討する。
19. 現行の剣山植物群落保護林は、伐採を免れて天然林が残っている区域だが、区域内にはほとんど人が入っておらず、植生や生物の調査はされていない。希少種の盗掘を助長することになる可能性もあるものの、きちんと調査する必要があるのではないか。	剣山植物群落保護林については、保護林に設定する前のH24年度に、保護林設定について検討するため、生育する希少種も含めて調査している。ただし、希少種情報を含むため、調査結果の積極的な公開は行っていない。
20. 一般登山者やNPOがGPS機能付きのカメラで写真を撮って森林管理署や森林管理局に送るといった、一般参加によるモニタリング調査もよいのではないか。	地元にそのような団体等がある場合など、ケースバイケースで考えていく。具体的な保護林についての提案については、まずは森林管理署に相談してほしい。
21. 民間団体が新しくモニタリングなど保護林の管理に参画するためには、どのように管理署や管理局にアプローチすればよいかが重要。相談窓口を開設すると裾野が広がる。	